

令和4年度市町村公営企業決算の概要

令和5年11月22日
福島県総務部市町村財政課

(注) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳を合計した数値は、合計欄の数値と一致しない場合がある。

(注) 「法適用企業」とは地方公営企業法の適用を受ける企業、「法非適用企業」とは、地方公営企業法を適用せず、地方自治法、地方財政法等の適用を受ける事業をいう（詳細はP7参照）。

1 事業規模

(1) 事業数・職員数

(単位：事業数、人)

	事業数			4年度 構成比 (%)	職員数			4年度 構成比 (%)
	令和3年度	令和4年度	増減		令和3年度	令和4年度	増減	
1 法適用企業	112	115	3	47.1	4,007	4,066	59	96.4
(1) 上水道	40	40	0	16.4	726	732	6	17.4
(2) 病院	10	10	0	4.1	2,952	2,986	34	70.8
(3) 下水道	53	56	3	23.0	318	336	18	8.0
(4) その他(注1)	9	9	0	3.7	11	12	1	0.3
2 法非適用企業	133	129	△ 4	52.9	175	152	△ 23	3.6
(1) 簡易水道	19	18	△ 1	7.4	21	18	△ 3	0.4
(2) 市場	6	6	0	2.5	29	28	△ 1	0.7
(3) 観光施設	9	9	0	3.7	34	26	△ 8	0.6
(4) 宅地造成	28	28	0	11.5	21	19	△ 2	0.5
(5) 介護サービス	3	3	0	1.2	8	8	0	0.2
(6) 下水道	67	64	△ 3	26.2	61	52	△ 9	1.2
(7) その他(注2)	1	1	0	0.4	1	1	0	0.0
合計	245	244	△ 1	100.0	4,182	4,218	36	100.0

(注) 1. 法適用企業(4)その他は、工業用水道、宅地造成、地域汚水処理

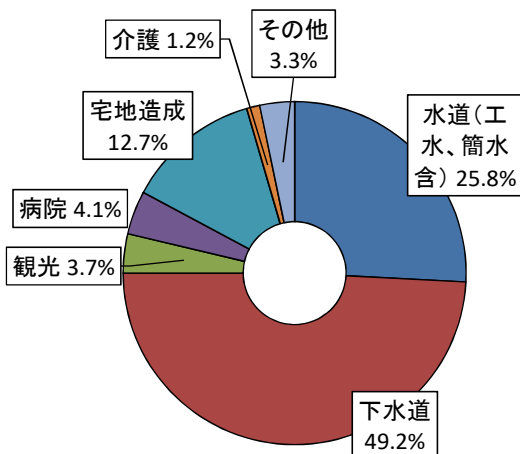
2. 法非適用企業(7)その他は、駐車場

(特徴点)

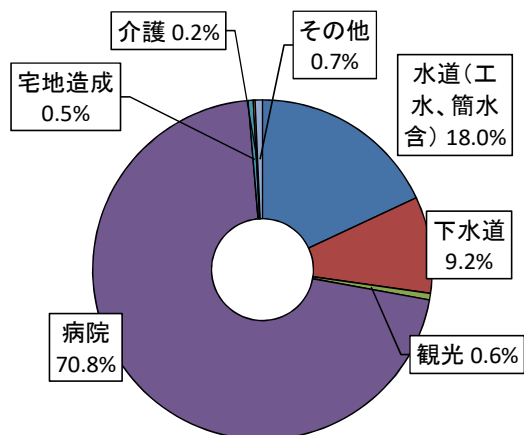
・令和5年3月31日現在、事業数は令和3年度から1事業減の244事業である。増減内訳としては、法適用企業において下水道事業の公営企業会計の適用による3事業増、また、法非適用企業において簡易水道事業の公営企業会計適用事業への統合による1事業減、下水道事業の公営企業会計の適用による3事業減、などとなっている。

・職員数は、令和3年度から36人増の4,218人である。主要要因としては、病院事業において34人増となっている。

事業数 244事業



職員数 4,218人



(2) 決算規模

(単位：百万円、%)

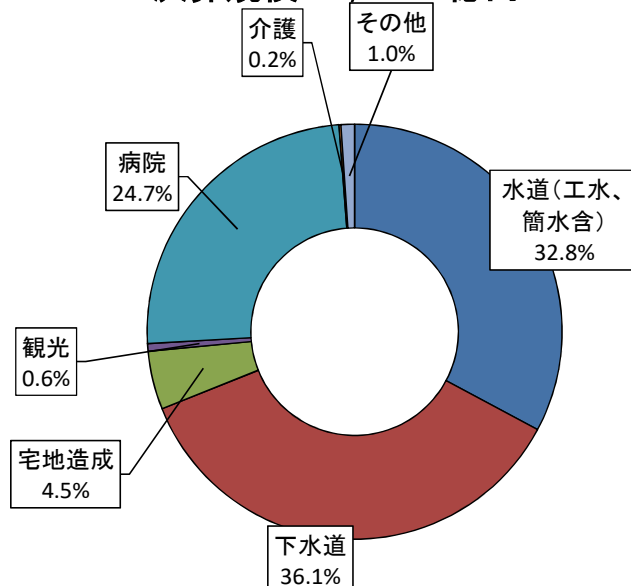
	令和3年度 (A)		令和4年度 (B)		増減額 (B) - (A) = (C)		増減率 (C) / (A)	
	建設投資額	建設投資額	建設投資額	建設投資額	建設投資額	建設投資額	建設投資額	建設投資額
1 法適用企業	172,748	46,426	177,037	46,450	4,289	24	2.5	0.1
(1) 上水道	63,193	25,337	63,082	23,610	△ 112	△ 1,727	△ 0.2	△ 6.8
(2) 病院	47,898	1,761	50,151	2,342	2,253	581	4.7	33.0
(3) 下水道	59,978	19,070	61,662	19,997	1,684	926	2.8	4.9
(4) その他 (注1)	1,678	258	2,142	502	464	244	27.6	94.5
2 法非適用企業	25,503	9,161	25,859	7,576	357	△ 1,585	1.4	△ 17.3
(1) 簡易水道	2,467	586	2,214	524	△ 254	△ 63	△ 10.3	△ 10.7
(2) 市場	2,614	966	1,878	32	△ 736	△ 934	△ 28.1	△ 96.7
(3) 観光施設	1,297	111	1,188	284	△ 109	173	△ 8.4	155.3
(4) 宅地造成	5,742	2,984	8,474	3,646	2,733	662	47.6	22.2
(5) 介護サービス	336	26	319	9	△ 17	△ 17	△ 5.1	△ 65.6
(6) 下水道	12,960	4,488	11,631	3,082	△ 1,329	△ 1,406	△ 10.3	△ 31.3
(7) その他 (注2)	88	0	156	0	68	0	77.6	-
合計	198,250	55,588	202,896	54,026	4,646	△ 1,561	2.3	△ 2.8

(注) 1. 法適用企業(4)その他は、工業用水道、宅地造成、地域污水处理
 2. 法非適用企業(7)その他は、駐車場

(特徴点)

- ・ 決算規模は、全体で2,029.0億円で令和3年度と比べ46.5億円、2.3%の増加となった。
- ・ 事業別に見ると、法適用企業では、(2)病院事業で22.5億円増加、(3)下水道事業で16.8億円増加しており、全体で42.9億円の増加となった。法非適用企業では、(4)宅地造成事業で27.3億円の増加などにより、全体で3.6億円の増加となった。
- ・ 建設投資額は、全体で540.3億円で令和3年度と比べ15.6億円、2.8%の減少となった。

決算規模 2,029億円



2 全体の経営状況

(単位：事業数、百万円)

	令和3年度 (A)			令和4年度 (B)			差引 (B)-(A)		
	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計
黒字	(94)	(132)	(226)	(92)	(129)	(221)	(△ 2)	(△ 3)	(△ 5)
	14,661	1,593	16,254	12,605	1,822	14,427	△ 2,055	228	△ 1,827
赤字	(18)	(1)	(19)	(23)	(0)	(23)	(5)	(△ 1)	(4)
	220	1	221	535	0	535	315	△ 1	314
収支	(112)	(133)	(245)	(115)	(129)	(244)	(3)	(△ 4)	(△ 1)
	14,440	1,593	16,033	12,070	1,822	13,892	△ 2,370	229	△ 2,141

(注) 1. 上段 () は事業数

2. 事業数は決算対象事業数 (供用開始前及び営業開始前の事業を除く) であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。

3. 黒字額、赤字額は、法適用企業にあつては純損益、法非適用企業にあつては実質収支による。

(特徴点)

・法適用企業と法非適用企業を合わせた公営企業全体の黒字事業は221事業で、事業数全体の90.6%を占めている。また、全体の総収支は、138.9億円の黒字であり、令和3年度と比べ21.4億円減少したが、8年連続の黒字となった。
 ・黒字となった事業数は、令和3年度に比べ法適用企業で2事業減少し、法非適用企業で3事業減少した。
 ・赤字事業は23事業で、令和3年度に比べ法適用企業で5事業増加し、法非適用企業で1事業減少した。
 ・法適用企業の純損益は、120.7億円の黒字となっており、令和3年度に比べ23.7億円減少した。また、法非適用企業の実質収支は、18.2億円の黒字となっており、令和3年度に比べ2.3億円増加した。

3 事業別の経営状況

(1) 法適用企業

法適用企業の純損益の状況

(単位：百万円、%)

		純損益		累積欠損金	不良債務	
		純利益	純損失			
上水道	令和3年度 (A)	6,405	(39)	(1)	(3)	(0)
			6,455	51	2,549	0
	令和4年度 (B)	4,665	(35)	(5)	(3)	(0)
			4,982	316	2,684	0
対前年比	B-A=C	△ 1,739	△ 1,474	265	135	0
	C/A	△ 27.2	△ 22.8	522.8	5.3	-
病院	令和3年度 (A)	4,772	(8)	(2)	(6)	(1)
			4,799	26	10,959	9
	令和4年度 (B)	3,882	(8)	(2)	(6)	(1)
			3,955	73	8,043	11
対前年比	B-A=C	△ 890	△ 844	47	△ 2,916	2
	C/A	△ 18.7	△ 17.6	177.0	△ 26.6	28.6
下水道	令和3年度 (A)	3,051	(40)	(13)	(13)	(3)
			3,153	102	1,264	18
	令和4年度 (B)	3,268	(42)	(14)	(16)	(1)
			3,395	127	1,365	20
対前年比	B-A=C	216	242	25	101	1
	C/A	7.1	7.7	24.6	8.0	6.4
その他 (注2)	令和3年度 (A)	212	(7)	(2)	(2)	(0)
			253	41	39	0
	令和4年度 (B)	256	(7)	(2)	(1)	(0)
			274	19	8	0
対前年比	B-A=C	43	21	△ 23	△ 31	0
	C/A	20.5	8.3	△ 54.8	△ 78.3	-
合計	令和3年度 (A)	14,440	(94)	(18)	(24)	(4)
			14,661	220	14,810	27
	令和4年度 (B)	12,070	(92)	(23)	(26)	(2)
			12,605	535	12,100	31
対前年比	B-A=C	△ 2,370	△ 2,055	315	△ 2,710	4
	C/A	△ 16.4	△ 14.0	142.8	△ 18.3	13.4

(注) 1. 上段 () は事業数

2. その他は、工業用水道、宅地造成、地域汚水処理

3. 事業数は決算対象事業数 (供用開始前及び営業開始前の事業を除く) であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。

(特徴点)

・上水道事業においては、純利益が対前年度で14.7億円減少、純損失は対前年度で2.7億円増加しており、純損益は17.4億円減の46.7億円の黒字となった。また、累積欠損金は、対前年度で1.4億円増加の26.8億円となっている。
 ・病院事業においては、純利益が対前年度で8.4億円減少、純損失は対前年度で0.5億円増加しており、純損益は8.9億円減少の38.8億円の黒字となった。なお、病院事業のうち、不良債務を有している団体が1団体発生している。
 ・下水道事業においては、純利益が対前年度で2.4億円増加、純損失は対前年度で0.3億円増加しており、純損益は2.2億円増の32.7億円の黒字となった。また、累積欠損金は、対前年度で1.0億円増の13.7億円となっている。
 ・その他事業においては、純利益が対前年度で0.2億円増となっており、純損益が対前年度で0.2億円減少の2.6億円の黒字となった。
 ・なお、経常損失、純損失、累積欠損金及び不良債務が生じている主な団体及び法非適用企業の実質収支が赤字の団体については、P6のとおりである。

(2) 法非適用企業

法非適用企業の実質収支の状況

(単位：百万円、%)

	令和3年度			令和4年度			収支差引 (B-A)	増減率
	黒字	赤字	収支(A)	黒字	赤字	収支(B)		
簡易水道	(19)	(0)	(19)	(18)	(0)	(18)	(△ 1)	△ 17.2
	106	0	106	88	0	88	△ 18	
観光施設	(9)	(0)	(9)	(9)	(0)	(9)	(0)	△ 0.8
	625	0	625	620	0	620	△ 5	
宅地造成	(27)	(1)	(28)	(28)	(0)	(28)	(0)	29.8
	505	1	504	654	0	654	150	
下水道	(67)	(0)	(67)	(64)	(0)	(64)	(△ 3)	41.4
	295	0	295	418	0	418	122	
その他(注3)	(10)	(0)	(10)	(10)	(0)	(10)	(0)	△ 32.5
	62	0	62	42	0	42	△ 20	
合計	(132)	(1)	(133)	(129)	(0)	(129)	(△ 4)	14.4
	1,593	1	1,593	1,822	0	1,822	229	

(注) 1. 上段()は事業数

2. 事業数は決算対象事業数(供用開始前及び営業開始前の事業を除く。)であり、年度末事業数とは必ずしも一致しない。

3. その他は、市場、駐車場、介護サービス

(特徴点)

・実質収支全体では、18.2億円の黒字となり、24年連続の黒字で、対前年度では14.4%増加した。

4 企業債の状況

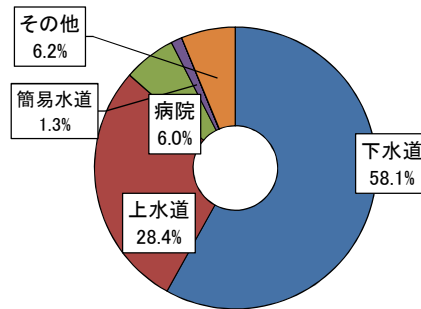
(1) 企業債発行額

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
合計	25,621	26,197	576	2.2
下水道	14,934	15,213	279	1.9
上水道	7,825	7,434	△ 391	△ 5.0
病院	1,098	1,584	487	44.3
簡易水道	383	335	△ 49	△ 12.7
その他(注)	1,381	1,630	250	18.1

(注) その他は、工業用水道、宅地造成、地域汚水処理、観光施設、市場、駐車場、介護サービス

企業債発行額 262億円



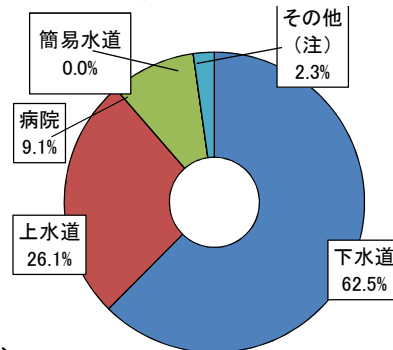
(2) 企業債現在高

(単位：百万円、%)

	令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
合計	497,647	478,078	△ 19,569	△ 3.9
下水道	310,640	298,591	△ 12,049	△ 3.9
上水道	129,231	124,991	△ 4,240	△ 3.3
病院	45,547	43,682	△ 1,865	△ 4.1
簡易水道	34	46	12	33.8
その他(注)	12,195	10,768	△ 1,426	△ 11.7

(注) その他は、工業用水道、宅地造成、地域汚水処理、観光施設、市場、駐車場、介護サービス

企業債現在高 4,781億円



(特徴点)

・企業債発行額は、令和3年度より5.8億円、2.2%増の262.0億円となった。
 ・企業債現在高は、平成15年度をピークに減少傾向にあり、令和3年度に比べ195.7億円、3.9%減の4,780.8億円となった。

5 地方公営企業への他会計繰入金の状況

(単位：百万円)

事業名	収益的収支への繰入				資本的収支への繰入				合計			
	令和3年度		令和4年度		令和3年度		令和4年度		令和3年度		令和4年度	
	実績入額	うち基準額	実績入額	うち基準額	実績入額	うち基準額	実績入額	うち基準額	実績入額	うち基準額	実績入額	うち基準額
1 法適用企業	22,541	18,995	23,063	19,222	10,892	4,944	10,690	4,910	33,433	23,939	33,753	24,132
(1) 上水道	2,000	805	2,372	775	2,679	1,867	2,394	1,577	4,679	2,672	4,766	2,352
(2) 病院	4,675	4,565	4,783	4,681	1,857	1,791	1,726	1,654	6,532	6,356	6,509	6,335
(3) 下水道	15,571	13,624	15,616	13,766	6,318	1,286	6,533	1,678	21,889	14,910	22,149	15,444
(4) その他(注1)	296	1	292	1	38	0	38	1	334	1	330	1
2 法非適用企業	6,128	3,624	7,882	3,400	5,069	1,284	5,489	1,194	11,197	4,907	13,370	4,594
(1) 簡易水道	326	187	288	223	639	410	548	379	965	597	836	602
(2) 市場	256	201	209	180	376	376	379	379	632	577	588	559
(3) 観光施設	111	25	167	29	257	107	52	52	368	133	218	80
(4) 宅地造成	1,471	0	3,348	0	973	0	2,011	0	2,443	0	5,359	0
(5) 介護サービス	2	0	43	0	3	0	4	0	5	0	47	0
(6) 下水道	3,962	3,210	3,827	2,968	2,789	390	2,495	385	6,751	3,600	6,321	3,352
(7) その他(注2)	0	0	0	0	33	0	0	0	33	0	0	0
合計	28,669	22,619	30,945	22,622	15,961	6,228	16,179	6,104	44,630	28,846	47,124	28,726

(注) 1. 法適用企業(4)その他は、工業用水道、宅地造成、地域汚水処理

2. 法非適用企業(7)その他は、駐車場

(特徴点)

- ・他会計繰入金は、収益的収支では309.5億円、資本的収支では161.8億円で、合計471.2億円となり、令和3年度から24.9億円増加している。
- ・事業別では、下水道事業(法適用企業、法非適用企業)が最も多く、次いで病院事業、上水道事業(簡易水道事業を含む)となっている。

6 まとめ

地方公営企業は、上下水道や病院の経営を始めとして、日常生活と密接に関わっている欠くことのできないサービスの提供を行っているところであるが、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増大等により、経営環境は厳しさを増している。

事業数は令和3年度から1事業減少し244事業、決算規模は令和3年度に比べ46.5億円増、率にして2.3%増の2,029.0億円となった。

公営企業全体としての収支は138.9億円と8年連続黒字となったが、多くの事業で一般会計からの基準外繰入金によって収支の均衡を図っているところであり、実際の経営は厳しい状況にある。

このような状況下、地方公営企業においては、公営企業会計の適用など経営の「見える化」や経営戦略の策定等を通して、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組み、より一層の経営健全化を図ることが重要である。

《別紙》令和4年度において、法適用企業については経常損失、純損失、累積欠損金及び不良債務が生じている団体、法非適用企業については実質収支が赤字の団体

1 法適用企業

(単位:千円)

事業	団体名	経常損失			純損失			累積欠損金			不良債務		
		令和3年度	令和4年度	増減額	令和3年度	令和4年度	増減額	令和3年度	令和4年度	増減額	令和3年度	令和4年度	増減額
上水道	国見町	0	9,829	9,829	0	9,835	9,835	0	0	0	0	0	0
	鏡石町	0	32,469	32,469	0	32,408	32,408	0	0	0	0	0	0
	天栄村	0	97	97	0	97	97	0	0	0	0	0	0
	浅川町	5,806	17,103	11,297	5,806	17,103	11,297	126,309	143,412	17,103	0	0	0
	福島地方水道用水供給企業団	0	0	0	0	0	0	1,523,199	1,436,120	△ 87,079	0	0	0
	双葉地方水道企業団	141,535	210,509	68,974	0	207,399	207,399	831,789	1,039,188	207,399	0	0	0
	小計	147,341	270,007	122,666	5,806	266,842	261,036	2,481,297	2,618,720	137,423	0	0	0
工業用水道	西郷村(大平工業用水道)	0	8,219	8,219	0	7,979	7,979	0	0	0	0	0	0
	小計	0	8,219	8,219	0	7,979	7,979	0	0	0	0	0	0
病院	いわき市(いわき市医療センター)	0	0	0	0	0	0	4,623,694	2,400,787	△ 2,222,907	0	0	0
	猪苗代町(猪苗代町立猪苗代病院)	234	27	△ 207	234	27	△ 207	307,827	307,853	26	0	0	0
	三春町(三春病院)	26,090	72,900	46,810	26,090	72,900	46,810	829,925	902,826	72,901	8,526	10,961	2,435
	公立藤田病院組合	0	0	0	0	0	0	1,084,077	893,149	△ 190,928	0	0	0
	公立岩瀬病院企業団	428,969	877,197	448,228	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公立小野町地方総合病院企業団	0	0	0	0	0	0	1,195,378	1,084,359	△ 111,019	0	0	0
	相馬方部衛生組合	0	0	0	0	0	0	2,917,648	2,454,038	△ 463,610	0	0	0
	小計	455,293	950,124	494,831	26,324	72,927	46,603	10,958,549	8,043,012	△ 2,915,537	8,526	10,961	2,435
宅地造成	三春町	33,685	10,574	△ 23,111	33,685	10,574	△ 23,111	31,593	8,482	△ 23,111	0	0	0
	小計	33,685	10,574	△ 23,111	33,685	10,574	△ 23,111	31,593	8,482	△ 23,111	0	0	0
下水道	郡山市(公共)	66,553	59,935	△ 6,618	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二本松市(公共)	0	56,617	56,617	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田村市(公共)	8,578	4,134	△ 4,444	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南会津町(公共)	0	2,892	2,892	231	3,028	2,797	231	3,259	3,028	0	0	0
	猪苗代町(公共)	28,260	10,436	△ 17,824	39,258	10,543	△ 28,715	39,258	49,801	10,543	0	0	0
	三春町(公共)	18,053	34,325	16,272	18,076	34,468	16,392	456,334	490,803	34,469	0	0	0
	(公共)計	121,444	168,339	46,895	57,565	48,039	△ 9,526	495,823	543,863	48,040	0	0	0
	郡山市(特環)	0	4,112	4,112	0	3,960	3,960	0	0	0	0	0	0
	須賀川市(特環)	0	2	2	0	2	2	0	2	2	2,511	19,640	17,129
	喜多方市(特環)	0	3,967	3,967	0	3,967	3,967	0	213	213	0	0	0
	南相馬市(特環)	0	0	0	0	0	0	215,051	211,571	△ 3,480	0	0	0
	猪苗代町(特環)	18,303	16,082	△ 2,221	19,776	15,892	△ 3,884	19,776	35,668	15,892	0	0	0
	(特環)計	18,303	24,163	5,860	19,776	23,821	4,045	234,827	247,454	12,627	2,511	19,640	17,129
	いわき市(農集)	2,065	23,507	21,442	2,065	0	△ 2,065	45,795	40,774	△ 5,021	0	0	0
	須賀川市(農集)	0	4,752	4,752	0	4,752	4,752	0	0	0	0	0	0
	南相馬市(農集)	12,617	16,222	3,605	511	16,226	15,715	7,459	23,685	16,226	15,955	0	△ 15,955
	南会津町(農集)	1,464	7,086	5,622	3,428	7,201	3,773	3,428	10,629	7,201	0	0	0
	猪苗代町(農集)	5,499	0	△ 5,499	6,638	0	△ 6,638	6,638	1,763	△ 4,875	0	0	0
	三春町(農集)	4,908	13,500	8,592	4,922	13,610	8,688	409,006	422,616	13,610	0	0	0
	(農集)計	26,553	65,067	38,514	17,564	41,789	24,225	472,326	499,467	27,141	15,955	0	△ 15,955
	南会津町(林集)	91	0	△ 91	91	0	△ 91	91	80	△ 11	0	0	0
	南会津町(簡排)	554	820	266	554	820	266	554	1,374	820	0	0	0
	三春町(特排)	4,443	9,634	5,191	4,451	9,634	5,183	20,330	29,966	9,636	0	0	0
	三春町(個排)	2,213	3,240	1,027	2,213	3,240	1,027	39,672	42,911	3,239	0	0	0
	小計	173,601	271,263	97,662	102,214	127,343	25,129	1,263,623	1,365,115	101,492	18,466	19,640	1,174
	合計		809,920	1,510,187	700,267	168,029	485,665	317,636	14,735,062	12,035,329	△ 2,699,733	26,992	30,601

2 法非適用企業 該当団体なし

地方公営企業関係用語説明

法適用企業	<p>地方公営企業法の適用を受ける企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定事業(当然適用)：水道事業、工業用水道、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業の7事業 ・財務規定等のみ当然適用：病院事業 ・その他、条例により法の全規定又は財務規定等を適用できる(任意適用)。原則として、経常的経費の70～80%程度を料金等の経常的収入で賄うことのできる事業。 <p>経理は、企業会計(複式簿記)</p>
法非適用企業	<p>地方公営企業法を適用せず、地方自治法、地方財政法等の適用を受ける事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営企業のうち、法定事業、病院事業及び任意に法を適用した事業を除いた事業 <p>：下水道事業、簡易水道事業、宅地造成事業等</p> <p>経理は、官公庁会計(単式簿記)</p>
決算規模(支出)	<p>当該年度の現金ベースでの支出額を表す。</p> <p>法適用企業：総費用－減価償却費＋資本的支出 法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金</p>
他会計繰入金 (他会計から見れば「繰出金」)	<p>その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等について、一般会計等が負担する経費(経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省から通知。当該通知に記載以外の繰出金：「基準外繰出金」)</p>
法適用関係	<p>収益的収入・支出</p> <p>その期の営業活動に伴う収益とそれに対応する費用。損益計算はこれに基づいて行われる。</p> <p>収益的収入：①サービスの提供の対価としての料金収入を主体とする「営業収益」 ②受取利息・他会計補助金等の「営業外収益」 ③固定資産売却益・過年度損益修正益等の「特別利益」</p> <p>収益的支出：①サービスの提供に要する人件費・物件費等の「営業費用」 ②支払利息等の「営業外費用」 ③固定資産売却損・臨時損失・過年度損益修正損等の「特別損失」及び「予備費」</p>
	<p>資本的収入・支出</p> <p>効果が次期以降に及び将来の収益に対応する支出とその財源となる収入。</p> <p>資本的支出：建設改良費、企業償還金(元金)、他会計からの長期借入金償還金等、費用とは関係のない支出で、現金支出を必要とするもの</p> <p>資本的収入：企業債、固定資産売却代金(売却益は除く)、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄付金等収益に関係のない収入で現金を予定されるもの</p>
	<p>総収支・純損益 (純利益・純損失)</p> <p>総収益(＝営業収益＋営業外収益＋特別利益)－総費用(＝営業費用＋営業外費用＋特別損失)</p>
	<p>経常収支・経常損益 (経常利益・経常損失)</p> <p>経常収益(＝営業収益＋営業外収益)－経常費用(営業費用＋営業外費用)</p>
	<p>累積欠損金</p> <p>営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等により補てん出来なかった各事業年度の損失(赤字)額が累積されたものをいう。このうち、減価償却費は現金支出を伴わないため、これを原因とする損失(赤字)額により生じた累積欠損金が事業全体の資金不足に直接つながるものではないが、より一層の収益性の向上を図ることが求められる。</p>
	<p>不良債務</p> <p>＝流動負債－(流動資産－翌年度に繰り越される支出の財源充当額)＞0</p> <p>流動負債の額が流動資産の額を上回る場合その上回る額をいう。これが発生していることは、資金不足が生じていることを意味する。不良債務をもって赤字の状況判断の基準としているのは、損益収支において黒字であっても、資本収支において資金不足を生じる場合があるが、不良債務によれば損益・資本両収支の資金繰りの状況を把握できるため。</p>
法非適用関係	<p>収益的収支 資本的収支</p> <p>法非適用企業について、想定企業会計により収益的収支と資本的収支に区分したものの。</p>
<p>実質収支</p> <p>＝(総収益－総費用)＋(資本的収入－資本的支出)－積立金＋前年度からの繰越金 －前年度繰上充用金＋収益的収支に充てた地方債＋収益的収支に充てた他会計繰入金</p>	
<p>繰上充用金</p> <p>地方自治法施行令第166条の2によって前年度歳入が歳出に不足し、当該年度の歳入を繰り上げて充てた額</p>	